

第30-9号  
平成30年4月25日

高松市伏石町2130番地5  
高松式会社 ロムファースト・高松  
代表取締役 佐野 力 様



高松市長 大 西 秀

開発行為 許可 不許可 通知書

平成30年4月13日付けで申請のあった開発行為については、次のとおり

**許可しない** ので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。

1 許可の条件

- ・安全施設を完備すること。
- ・排水施設を完備すること。
- ・1号～4号、8号～12号、14号～16号、18号及び20号～29号重力式擁壁の載荷量は5.0kN/m<sup>2</sup>以下とすること。
- ・1号L型擁壁、5号～7号、17号及び19号重力式擁壁の載荷量は10.0kN/m<sup>2</sup>以下とすること。
- ・境界壁-1（重力式擁壁）から50cm以内に荷重を載荷しないこと。  
また、その区域以外の擁壁に影響する部分の載荷量は3.5kN/m<sup>2</sup>以下とすること。
- ・擁壁の基礎地盤は、設計地盤反力を度を確保すること。

2 土地の所在、地番、面積及び用途

高松市国分寺町福家 字下福家  
甲3882番2、同番3、同番4、甲3902番1、同番3、  
甲3904番1、甲3905番1、甲3909番1  
及び地先農道

(実測地積)7,078.31m<sup>2</sup>

一戸建ての住宅[非自己の居住用]

注 工事完了届を提出し、検査済証を受領後、建築基準法による確認を得て工事に着手してください。  
検査完了時までに用途変更通知書を提出してください。  
備考 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画に関する法令等を遵守するとともに、工事の適正万全を図ってください。

教示

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都市計画法第50条第1項の規定により、高松市開発審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができます。  
1にかかるらず、この処分について不服があるものではあるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に公害等調整委員会に對して裁定の申請をすることができます（この場合においては、審査請求をすることができません）。  
ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、裁定の申請をすることができなくなります。

(第30-9号の変更)  
第30-121号  
平成30年10月1日

高松市伏石町2130番地5  
株式会社フロムファースト・高松  
代表取締役 佐野 力 様



高松市長 大 西 秀

開発行為変更許可通知書  
開発行為変更不許可通知書

平成30年 9月12日付けで申請のあった開発行為の変更については、次のとおり  
許可する ので、都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第35条第2項の  
規定により通知します。

1 許可の条件

- ・安全施設を完備して施工すること。
- ・排水施設を完備すること。
- ・1号～4号、8号～12号、14号～16号、18号及び20号～29号重力式擁壁の  
載荷量は5.0kN/m<sup>2</sup>以下とすること。
- ・1号L型擁壁、5号～7号、17号及び19号重力式擁壁の載荷量は10.0kN/m<sup>2</sup>  
以下とすること。
- ・境界壁-1(重力式擁壁)から50cm以内に荷重を載荷しないこと。  
また、その区域以外の擁壁に影響する部分の載荷量は3.5kN/m<sup>2</sup>以下とすること。
- ・擁壁の基礎地盤は、設計地盤反力を度を確保すること。

2 土地の所在、地番、面積及び用途

高松市国分寺町福家 字下福家  
甲3882番2、同番3、同番4、甲3902番1、同番3、  
甲3904番1、甲3905番1、甲3909番1  
及び地先農道

(実測地積)7,078.31m<sup>2</sup>

一戸建ての住宅[非自己の居住用]

注 1工事完了届を提出し、検査済証を受領後、建築基準法による確認を得て工事に着手  
してください。検査完了時に用途廃止通知書を提出してください。  
備考 この許可に係る開発行為の施行に際ししては、都市計画に関する法令、許可条件、指  
示命令その他宅地造成に関する法令等を遵守するどどもに、工事の適正万全を図って  
ください。

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3  
か月以内に、都市計画法第50条第1項の規定により、高松市開発審査会に對して審査請求をす  
ることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日  
から起算して6か月以内(前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつた  
ことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、高松市を被告(高松市長が被告の代表者と  
なります。)として提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対  
する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、  
審査請求をすることがあります。この処分について不服がある場合は、その不服の理由が軒業、採石業  
又は砂利採取業との調整に關するものであるときは、この処分があつたことを知った日の翌日か  
ら起算して3か月以内に公害等調整委員会に對して裁定の申請をすることができます(この場合  
においては、審査請求をすることができません)。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した  
場合は、正当な理由があるときを除き、裁定の申請をすることがあります。